核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所　NPO法人ピースデポ（平和資料協同組合）/PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL：045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org
●編集責任者　梅林宏道 ●郵便振替　口座番号：00250-1-41182　加入者名：特定非営利活動法人ピースデポ

毎月２回１日、１５日に発行。
1996年4月23日第三種郵便物認可

175 02/11/15

\200

対イラク：新国連安保理決議の採択

米の武力行使への新しい綱引き

「イラクに対して、大量破壊兵器を廃棄する義務を順守するための最後の機会を与える」（主文2）とする安保理決議1441が採択された。「イラクは、その義務に違反し続ける結果として深刻な結果に直面するだろうと、安保理は繰り返し警告してきたことを想起する」（主文13）との、武力行使への間接的な警告も含まれている。一連の経過は、現在の国際社会が、公正な国際秩序を実行することからいかに遠いかを示しているが、私たちは決して傍観したり、諦観してはならないであろう。新決議は、米国の武力行使を自動的に容認しておらず、戦争を仕掛けようとする米英との新しい闘いが始まったのである。

本号では、(1)において、新安保理決議における凄まじいほどの厳しい査察条項を検証する。また、(3)において問題の原則的な側面を想起するために、「アボリション2000の声明」を掲載する。忘れてはならないのは、大量破壊兵器の廃棄はすべての国の義務であり、大量破壊兵器の最大の保有国は米国であり、その米国が国際合意を無視する最悪の国であるにもかかわらず、安保理は米国に対して何もできない、という現実である。(2)においては、米・英がいかに国連を悪用しているかを、「イラク飛行禁止区域」によって検証する。

イラク 1

凄まじい査察要求

11月8日、国連安全保障理事会は、イラクに関する新しい決議（決議1441）を全会一致で採択した。前文18節、主文14節におよぶ長文の決議である。

この決議の特徴は、何と言っても有無を言わせぬ厳しい査察要求であろう。

米国は、フセイン体制打倒のための戦争を仕掛ける一貫した意志を持って動いている。それを反映して、イラクの主権をずたずたに侵すことを容認する安保理決議ができ上がった。

確かに前文には、「すべての加盟国によるイラク、クウェート、及び近隣諸国の主権と領土保全への誓約を再確認し」（前文第15節）という一節がある。しかし、イラクはこの一節のみを拠り所にしては

資料　国連安保理決議1441の査察条項

主文3

（安保理は）以下のことを決定する。イラク政府は、軍縮義務の順守を開始するために、要求されている年二回の申告の提出に加えて、本決議の日付から30日以内に、化学兵器、生物兵器、核兵器、弾道ミサイル、及び航空機上で使用する散布システムや無人飛行体（UAV）のような他の運搬手段を開発する計画について、あらゆる側面の、現状において正確、全面的かつ完全な申告書を、国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）と国際原子力機関（IAEA）に提出しなければならない。その中には、このような兵器、その構成要素、部品、貯蔵された化学・生物剤、関連材料と装置の保有量と正確な所在地、イラクの研究、開発製造施設の所在地と活動、さらに兵器生産や兵器材料と関係がないとイラクが主張するような計画を含む他のすべての化学、生物、核計画を含むものとする。

主文5

（安保理は）以下のことを決定する。イラクはUNMOVIC及びIAEAに対して、彼らが査察したいと望む地下、区域、施設、建物、装置、記録、輸送手段など、いかなる、またすべてのものに対して、無妨害、無条件、無制限のアクセスを与えなければならない。また、UNMOVICやIAEAが、彼らの任務のいかなる側面に関してでも、彼らが望む形や場所において面接したいと願うすべての官吏や人物に対して、即時、無妨害、無制限、かつ個人的にアクセスすることを、イラクは許さなければならない。（安保理は）さらに、UNMOVIC及びIAEAは、その自由裁量において、イラクの国内あるいは国外において面接することが許され、インタビューされる者や家族のイラク国外への渡航を容易にすることができることを決定する。また、（安保理は）UNMOVIC及びIAEAのみの自由裁量において、このような面接が、イラク政府のオブザーバーの出席無しに行いうることを決定する。そして、（安保理は）本決議採択後45日以内に査察を再開し、その60日後に安保理に対して状況を報告することをUNMOVICに指示し、IAEAに要求する。
（訳：ピースデポ）

抵抗しきれない、前代未聞の要求を突きつけられた。1ページにその核心となる査察義務を述べた**主文3**と**主文5**を全訳した。

主文3においては、イラクの言い分は関係なく、あらゆる化学、生物、核、ミサイル計画の関連施設や物質が対象になることが記されている。それらの内容と場所を、30日以内に申告しなければならない。

これによって、フセイン政権は支配体制の内部的な秘密機関すらも、丸裸にされる可能性がある。全面降伏した国に対して、占領軍が行うような措置である。

また、**主文5**では、主要人物の国外への拉致や連行すらも、査察団に許す内容となっている。イラク政府の許可は不要としても、本人の自由意思の尊重が書かれていない面接条項は問題であろう。

これが、ならずもの国家・米国の主導で行われる現状を思うとき、国連改革の重要性と道の遠さを思わざるをえない。わが日本政府から理念を掲げた言葉は何も聞かれない。(梅林宏道)Ⓜ

イラク 2

イラク飛行禁止区域の真相

国連決議を違法に悪用する米・英

国連安保理の新決議のもとで、イラク攻撃をいかに阻止するかが問われている。そんな現状の裏側で、湾岸戦争以来続いているイラクにおける飛行禁止区域や、そこでの米・英による日常的な軍事介入と国連決議がどういう関係になっているのか、正確に知っておく必要がある。

米国の言い分

9月16日、国防省でラムズフェルド国防長官とピーター・ペイス統合参謀会議副議長が、イラク飛行禁止区域において攻撃を受けたときの反撃すべき標的の範囲を拡大したと説明する記者会見を行った。

「これまでの飛行パターンでパトロールを継続すると、パイロットがミサイル攻撃を受けて損害をこうむる可能性に比べて、イラクの受ける損害は小さすぎる。敵の防空レーダーによってミサイルが発射されてから味方が反撃をする間の時間に、レーダーは移動されて無傷のままである。そこで、敵の一連の防空体制のなかで、移動できない固定基地を攻撃して、防空システムそのものを破壊する方針に転換した。」(要旨)

イラク飛行禁止区域

この行動を正当化して、ラムズフェルド国防長官は次のように言った。

「我々は、あそこで国連決議を実行しているのだ。だから我々の飛行機が出かけていって、発砲を受けても何の処罰も無いというのは問題だ。」

これまでも、飛行禁止区域を守るための反撃について、「米軍は国連決議を実行するため」と繰り返し説明してきた。

どんな国連決議があるのだろうか。以下に経過を振り返る。

安保理決議688と北方監視

湾岸戦争終結と同時に、イラク北方のクルド人と、南方のシーア派がフセイン体制に反乱し、米軍はそれを支援、利用しようとした。しかし、フセイン体制は強く、内戦はクルドとシーア派への激しい弾圧へと発展した。

それに対して、まず国連安保理決議688(1991年4月5日)が採択された。同決議は、「もっとも最近のクルド人居住地域での抑圧など、イラクの多くの地域におけるイラク市民への抑圧を非難し、」「イラク市民弾圧の即時停止をイラクに要求」し、「イラク政府が国際人道組織の必要な場所へのアクセスを許すよう主張し、」「国連事務総長にイラクにおける人道的努力を要請」し、「事務総長への協力をイラクに要求する」という内容である。

米軍は、この安保理決議688の実行を理由に、ただちに「安らぎ供給(Provide Comfort)」作戦を展開し、北緯36度線以北の「飛行禁止区域」を設定した。これが「北方飛行禁止区域」と呼ばれるものである。米軍の言い分は、海軍歴史センターの刊行物に次のように述べられている。

「安保理決議688が、北部イラクと南部トルコにおけるクルド人難民への人道援助に妨害が無いことを保証するために、武力行使の権限を与えた。」

しかし、安保理決議のどこを読んで

も、妨害者への武力制裁を容認する決議や、飛行禁止区域のような軍事力を必要とする行為を容認する決議は行っていない。

「安らぎ供給作戦」は米国の欧州軍が指揮を執り、英、蘭、仏、伊、西、加、独などの国々が部隊を送った。飛行禁止区域へのパトロール飛行は、主として地中海に展開する米空母によって行われた。

南方飛行禁止区域へ拡大

続いて1992年5月、フセイン体制は南部シーア派の弾圧を強化した。そこで安保理決議688の履行に必要な第二の措置として、1992年8月26日、先代ブッシュ大統領は北緯32度以南の「南方飛行禁止区域」を設定した。英仏がこの強制措置に賛同した。翌日から「南方監視(Southern Watch)作戦」が開始された。

この作戦のもとに、イラクのレーダー基地などに対する攻撃が始まった。これらの活動が、安保理決議の実行のためであるという論理は、その後も繰り返された。たとえば、ペリー国防長官は96年9月3日の記者会見で、次のように言った。

「国連は、…米国が北緯36度以北に飛行禁止区域を施行する『安らぎ供給作戦』を行う多国籍軍を組織することを認可し、後には北緯32度以南に飛行禁止区域を施行する『南方監視作戦』を認可した。」

安保理決議688以外には、これらの発言を裏づける新しい安保理決議が存在したわけでは決してない。

安保理決議949とドライブ禁止区域

1994年10月上旬、イラク軍が再び南部に兵力を集結させる事態があった。2個の機甲師団を中心に対空部隊や支援部隊がクウェート国境近くに南下し戦闘の陣形を形成した。それに対して国連安保理決議949(1994年10月15日)が採択された。

この安保理決議の内容は、「1. イラク軍のクウェート国境方面への配備の非難」「2. 南部集結部隊の即時完全撤退の要求」「3. 今後、再び近隣諸国やイラク内の国連活動を武力で敵対や挑発しないことを要求」「4. 撤退した部隊のイラク南部への再配備や強化をしないことを要求」というものである。

しかし、決議前文において、「この決議を履行しなかったときの深刻な結果は、全面的にイラクに責任があると見なすことを強調し、」という但し書きがついた。したがって、南部への部隊集結や強化に対して米国の武力行使が容認された、と米軍は言うかも知れない。

しかし、決議違反があっても、制裁を科すかどうかは国連の判断であり、米国に権限はない。また、クウェート侵攻などにつながる南方への兵力配備が禁じられのであり、南部における一切の軍事活動が禁止されたわけではない。

ペリー国防長官は、この安保理決議を契機に「南方飛行禁止区域」は「ドライブ禁止区域」にもなったと表現している(96年9月3日)。つまり、「南方監視作戦」は、この時点で人道抑圧監視と同時にフセイン部隊の移動監視(と阻止)の「大義名分?」をもったことになる。

バグダッド郊外まで飛行禁止

1996年8月末、クルド内部の抗争に乗じて、フセインはクルド地域のアービルを占拠し、南北の「飛行禁止区域」とも無視すると言明した。米国は9月2日、3日とトマホークなどによる攻撃を行った後、9月4日、南部の飛行禁止区域を、北緯32度以南から北緯33度以南に拡大した。その結果、地図を見て明らかなように、飛行禁止区域は首都バグダッドの郊外にまで及ぶことになった。

北部のクルド地域の安定に、なぜ南部の飛行禁止区域を拡大するのかという問いに対して、米軍はそこにイラク軍の訓練区域と2個所の航空基地があるからだと答えている。また、飛行禁止区域を拡大するために、監視飛行を脅かすその区域のイラクの対空能力を空爆によって破壊したとも説明をした。

言い換えれば、国連決議による人道支援の履行を名目にして始まった飛行禁止区域の設定は、イラク軍の軍事力の弱体化を図ることをほとんど自己目的にするに至ったのである。安保理決議688と949を使って、何でもやるという本性が露骨になってくる。

本格戦争の訓練

ブッシュ政権のイラク攻撃の意図を受けて、最近では飛行禁止区域は、標的設定と攻撃訓練のための空域へとさらにエスカレートしていることが報道された。

『ニューヨーク・タイムズ』(11月3日)によれば、「ペルシャ湾にいる米空母アブラハム・リンカーンは、戦争になれば実際に標的となる場所そのものについて、監視と攻撃訓練を行っている」という空母航空団の司令官の言葉を引用している。

冒頭に述べた標的の拡大措置も、このような開戦を睨んだ訓練のための措置であったと解釈することができる。

ここで、まとめとして、三つのことを強調しておきたい。

1.米軍は、国連決議を違法に解釈し、イラクの軍事力弱体化のためにそれを利用している。多国間決議の単独行動のための違法な利用である。

2.米・英のこの現状に、ほとんどの国が異論を唱えることができないほど、国連は権威を失墜している。日本の国連中心主義の実態も然りである。(在日米軍も、監視行動に参加している。)

3.にもかかわらず、米軍は国連決議の名においてしか、違法が働けないという現実もまた、まだなお存在している。次のイラク戦争を阻止する鍵もここにある。

(梅林宏道)Ⓜ

イラク 3

アボリション2000、声明を発表

NGOネットワーク「アボリション2000」<www.abolition2000.org>のグローバル評議会は、11月4日、イラク問題に関する声明を発表した。中東非核地帯など、核兵器の廃絶(アボリション)に向けた努力が必要として、イラクへの武力行使を「断固認めない」と強く訴えている(4~5ページに全訳)。声明は、エジプトの運動家の提起を受け、10月19日にニューヨークで開催されたグローバル評議会(ピースデポから中村桂子が参加)で議論され、電子メール上での議論で練り上げられ、発表に至った。各国の国連代表部に届けられた。他言語にも翻訳されている。Ⓜ

「アボリション2000」グローバル評議会

イラク問題に関する声明

2002年11月4日

核兵器廃絶のためのネットワーク「アボリション2000」のグローバル評議会は、核兵器の普遍的な廃絶への緊急の要求を再確認すると共に、現在の状況下でのイラクに対する武力行使を断固として認めない。私たちは、この地域における紛争が、悪循環のすえに制御不能となること、また、米国が再び核兵器を使用するかもしれないことを、深く憂慮している。米国の軍事計画における核兵器の役割を拡大した米国「核態勢見直し（NPR）」と、自衛の名の下に先制的かつ一方的な軍事行動を行う権利を米国が有すると主張する「国家安全保障戦略」は、ナガサキ以来脆弱ながらも続いてきたタブーが破られるかもしれないという私たちの危惧を強めている。さらに、中東のいくつかの国々は、核、化学または生物兵器を保有することが知られており、これらは使用される可能性があり、そうなれば破滅的な結果をもたらす。軍事行動は、このような恐ろしいことが起きる可能性を単に増大させるだけである。私たちは、すべての国に対して、国連憲章およびそれが体現している価値に対する誓約をもう一度確認して、紛争解決への積極的な外交的アプローチをとること、核兵器の威嚇、使用または保有を放棄すること、そして、普遍的であって差別的でない遵守枠組みを採用することを要求する。

1. 私たちは、査察団がイラクに戻ることを歓迎すると共に、それとまったく同様に、核兵器または他の大量破壊兵器（WMD）を持つことが知られている、ないし疑われているすべての国に対して、自国の施設に査察を受け入れることを要求する。

1995年4月にニューヨーク国連本部で採択された「アボリション2000声明」は、次の措置の履行を求めている。

> 「すべての国の核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保障措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。」（第6項目）、および
>
> 「・・・すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置（くこと。）・・・」（第7項目）

2. イラクに関しては、査察団は、査察を完了して、その後の措置が決まる前に国連安全保障理事会に報告を行うことができるように、十分な時間が保障されるべきである。潜在的な脅威や暴力に対して先制的措置として武力を行使することを認める国際法上の判例はない。先制的戦争は、国連憲章のもとでは許されておらず、安保理で議論されるべきではない。反対に、国連憲章は紛争の平和的解決と武力の不行使を強調している。仮にイラクが大量破壊兵器ないしその構成要素を保有していることが見つかったとしても、米国のアプローチはまちがっている。安保理は、武力行使を認可すべきではないし、米国は、一方的な軍事行動をとるべきではない。核兵器は暴力の究極の形態であるが、それは武力行使によって廃棄することはできないし、そうすべきではない。核兵器は、多国間での合意に基づく交渉プロセスを通じて廃絶されるべきものである。

「アボリション2000声明」は、すべての国に対して、とりわけ、公然であろうと事実上であろうと核兵器を保有する国に対して、次のことを求めている。

> 「限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める核兵器廃絶条約への交渉をただちに開始し締結すること。」（第1項目）

3. 中東における大量破壊兵器の問題は、世界的にと同時に、地域的に解決されなければならない。湾岸戦争の公式な停戦決議である1991年の安保理決議687は、次のように、中東地域に非核地帯を設立するという目標を想起している：「すべての大量破壊兵器がもたらす同地域の平和および安全に対する脅威ならびに中東地域にこのような兵器のない地帯を設立することに向けて作業を行うことの必要性（を認識する）」。これは、イスラエルを含むものでなくてはならない。私たちは、イラクが行ってきた人権侵害を非難するものであるが、同時に、米国の対イラク政策は選択的かつ偽善的である。米国は、核兵器を持ち、数々の国連安保理決議への不遵守をくり返し、何十年もの間パレスチナを占領してきたイスラエルを、支援し続けている。

「アボリション2000声明」は、「ペリンダバ条約やラロトンガ条約で作られたような非核兵器地帯をさらに増やすこと」を求めている（第8項目）。これとの関連で、私たちは、1995年核不拡散条約（NPT）再検討・延長会議で採択され、2000年NPT再検討会議で確認された、中東に核、化学および生物兵器、およびそれらの運搬手段のない地帯を設立することを求めた決議の履行を求める。大量破壊兵器の拡散を防ぐ唯一確かな道は、米国による正当性のない攻撃ではなく、大量破壊兵器をこの地域からなくすことである。

4. 米国NPRに記されたように、弾道ミサイル防衛を含む、核および非核のより改良された兵器システムの開発と配備が続けられているが、これはこの地域をより不安定な状態へと駆り立てるものである。とりわけ、中東で戦域ミサイル防衛システムが導入されれば、米国とその同盟国は、反撃からは盾で自国軍を防護しながら、先制攻撃を撃つことが可能となる。

2002年3月の「行動の呼びかけ」で、アボリション2000のグローバル評議会は、「より使用しやすい、すなわち、より使用される可能性の高い新型の核兵器を開発するという米国のNPRと米国の計画は、正気ではなく、非道徳的であり、違法であると非難」した。この意味において、私たちは、中東での戦域ミサイル防衛の配備を防ぐ努力を強く支持する。

5. 現在のイラクをめぐる危機は、一般的には大量破壊兵器をめぐる紛争であると性格付けられているが、米国の石油へのアクセスの問題が重要な要素となっていることは疑いのないところである。2001年5月の「サフロン・ウォルデン宣言」において、「アボリション2000」グローバル評議会は、次のように述べた。

> 「西側の核兵器国やその同盟国は、自分たちの世界の資源へのアクセスと持続不可能な消費水準を維持するために、世界の大多数の人々のなかで高まりつつある経済的不平等や社会正義の欠如に対する不満に『蓋をする』ことができると考えています。しかし、このような想定は、いつまでも持続されないし、危険で世界の安定を損なうものです。
>
> その代わりに私たちは、国際法および条約の尊重や、紛争防止、改革された国連を通じた協力に基づく、全人類の助けとなる新たな安全保障枠組みを要求します。」

前向きな解決方法として、「アボリション2000声明」は、「持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し支援する国際エネルギー機関を設立すること」を求めている（第10項目）。

6. 「アボリション2000」グローバル評議会は、

次のような努力を行っている中東の市民社会グループおよび平和運動との連帯を表明する：

イラクに対しての、国際的兵器査察団が戻ることを受け入れよとの説得；

地域の諸政府に対しての、米政府の挑発的な言動に理性的に対応せよとの要請；

この地域での、米国軍隊の軍事基地および施設の使用を防ぐ努力；および、

中東で米国が侵略行為と戦争を始める口実をなくすための、中東からすべての大量破壊兵器をなくす訴え。

7. 国際司法裁判所（ICJ）は、核兵器の威嚇または使用が違法であり、すべての国には核兵器を廃棄する義務があると確認した。私たちは、軍縮を達成するための武力行使などというものは、断固として認めない。それは、自己矛盾であり、逆効果であり、差別的であり、違法であり、非道徳的であり、非人道的であり、不必要である。

グローバル評議会としての私たちの力は、核兵器廃絶のための地球ネットワーク「アボリション2000」を作る90を超す国々からの2,000以上の市民グループによって作られている。1995年NPT再検討・延長会議での設立以来、私たちのネットワークの多くのグループは、核兵器廃絶を実現する方途を創造することによって、より持続可能な世界を作ることへの誓約を示してきた。もっとも有効な手段は、法である。すなわち、各国が署名し批准した諸条約、核兵器の威嚇または使用の違法性に関する1996年のICJ勧告的意見、そして、モデル核兵器禁止条約である。

最後に、「サフロン・ウォルデン宣言」での私たちの結論を想起したい。

「私たちは、核兵器の廃絶やあらゆるミサイルの禁止、宇宙の非軍事化のための交渉を速やかに行うことを求めます。私たちが心に描くのは、核兵器や環境汚染、社会的・経済的不正義から解放された世界です。この新たな枠組みは、単に現実的かつ倫理的であるだけではありません。私たちの地球の将来のために、絶対必要なのです。」

（訳：川崎哲）Ⓜ

11月7日、ピースデポはピースボートと共同で、「東北アジア非核地帯」構想を日朝交渉のテーブルに載せることを求める下記の声明を発表した。記者会見でピースボートは、来年1月に民間訪朝団を送り、朝鮮民主主義人民共和国の関係団体に対して東北アジア非核地帯を提案するとの方針を発表した（日程は調整中）。11月8日付『朝日新聞』に掲載され、反響を呼んでいる。声明の英語版はピースデポまで。

NGO共同声明

「東北アジア非核地帯」構想を日朝交渉のテーブルへ

2002年9月17日の日朝ピョンヤン宣言で、日朝両首脳は、朝鮮半島の核問題と安全保障問題に関して、「すべての国際的合意の遵守」すること、「対話を促進し問題解決を図る」ことで一致しました。日本と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の双方が共通の認識を確認したことは、大きな成果でありました。しかし、10月16日には、米国国務省が、北朝鮮が核開発計画を認めたと発表しました。私たちは、東北アジアの平和と安全保障に取り組むNGOとして、次のことを訴えます。

1）北朝鮮による情報公開を求めます

北朝鮮の核開発が事実であれば、これは、「核不拡散条約（NPT）」、1994年の「米朝枠組み合意」、1992年の「朝鮮半島非核化共同宣言」など、主要な国際的合意に明らかに違反します。これは、東北アジア地域安全保障の土台を崩す行為であり、私たちは強く抗議するものです。どこまでが真相なのか、開発が事実だとすればどのような段階にあるのか、徹底的な事実の究明が必要です。まず、北朝鮮政府に対して、計画に関する情報を直ちに公開することを求めます。

2）米国は北朝鮮敵視政策を撤回すべきです

私たちは、同時に、米国による数々の国際的合意違反も指摘しなければなりません。もっとも重要なことは、2000年10月に到達していた「両国は、いずれの側も他方に対して敵対的な意図を持たない」、「過去の敵意を払拭した新しい関係を建設する」という合意を、ブッシュ政権が一方的に踏みにじったことです。米国は、「悪の枢軸」発言、「核態勢見直し（NPR）」、「国家安全保障戦略」などを通じて、北朝鮮に対する核使用、先制攻撃も示唆しました。ブッシュ政権の即時の査察要求は、米朝枠組み合意違反の要求です。私たちは、米国が枠組み合意の上に積み重ねられてきた軌道に戻り、北朝鮮への敵視政策を撤回することを求めます。また、NPT条約においては、米国自身も核兵器廃絶が義務づけられていることを忘れてはなりません。

3）日朝交渉のテーブルに「東北アジア非核地帯」構想を乗せることを日朝両政府に求めます

米国流の威嚇外交では、問題を解決できません。私たちは、日朝両政府に対して、ともに平和と安全保障を構築するという立場での誠実な対話の継続を求めます。

その際、私たちは、東北アジア地域全体の非核化を求める議論の中にこそ、真の解決策が見出せると確信します。日朝両政府は、国交正常化交渉のなかで、「東北アジア非核地帯」の建設を、議題として取り上げるべきです。東北アジア非核地帯の建設こそが、日朝ピョンヤン宣言で合意された考え方の具体的な履行であり、信頼醸成を通じた東北アジア地域の共通の安全保障への第一歩となります。

私たちは、日本がヒロシマ・ナガサキへの原爆投下という惨禍を経験した被爆国であること、そして、その多数の犠牲者が日本と朝鮮半島で今も苦しみ続けていることを踏まえて、東北アジア地域の非核地帯へのイニシアティブを発揮することを、日本政府に強く要求するものです。

私たちは、これまで、韓国のNGOと「東北アジアの平和と非核化会議」を共催したり、北朝鮮の民間団体「朝鮮反核平和委員会」と対話を続けてきました。この機会に、強力な運動を展開したいと考えています。引き続き、韓国のNGOや、北朝鮮の関係団体と共同での取り組みを追求していきます。

2002年11月7日

NPO法人「ピースデポ」代表　梅林宏道
軍事ジャーナリスト　前田哲男
国際交流NGO「ピースボート」共同代表　櫛渕万里

NGOと議員の協働で

カナダに続け！

■新アジェンダ決議：NATOでカナダのみ賛成

前号で速報したとおり、国連総会第一委員会に新アジェンダ連合（NAC）が提出した新アジェンダ決議（A/C.1/57/L.3/Rev.1）の投票が10月25日に行われ、賛成118－反対7－棄権38で採択された。中国とカナダが賛成、西側核兵器国（米、英、仏）が反対、NATO非核国や日豪が棄権、という結果だった。

決議は、2000年核不拡散条約（NPT）再検討会議の13項目合意が「今日までほとんど進展がないことを深く憂慮」して、米国の核態勢見直し（NPR）に表現された危険な一国行動主義政策を強く牽制している。米ロ戦略核削減の不可逆性要求、新型核兵器開発への懸念、ミサイル防衛と宇宙軍拡への懸念などが強調されている。日本を含む主要非核国が賛成投票をしやすくするために、米国批判のトーンをやや弱める修正が加えられたが、カナダを除くNATO非核国や日豪は賛成しなかった。

今回のカナダの行動を、NAC登場以来の経過、および、カナダ自身の経過の中で理解したい。

■NAC：1998→2002

NACは、1998年6月に8カ国外相共同声明の形で登場した。ところが、米国の圧力でスロベニアが脱退を余儀なくされ、7カ国グループとしてNACは活動を続けた。NACが、決議案の提出という形で国連総会を核軍縮交渉の場にするという挑戦を最初に行ったのは、1998年秋だった。このとき、NATO非核国は、トルコを除いてすべてが棄権した。これは、カナダとドイツがリードした米国への同盟国の抵抗の表れであった。NGOのその後の精力的な働きかけにもかかわらず、翌99年秋の国連総会での投票行動のパターンは、前年とほぼ変わらなかった。

しかし、2000年春にNACは、NPT再検討会議で核兵器国との交渉に中心的な役割を果たし、全会一致の最終文書の中で「核兵器完全廃棄への明確な約束」および13項目の実際的軍縮措置合意を勝ち取った。この最終文書をベースにした2000年秋の国連総会決議では、米、英も賛成、NATO非核国および日豪は一斉に賛成した。

2001年にはブッシュ政権の登場による核軍縮への激しい逆風の中、NACは2001年秋の国連総会では、決議案を提出しなかった。しかし2002年4月に始まったNPT再検討過程で強力なポジション・ペーパーを提出し、2000年NPT合意を逆風への抵抗手段として活用し始めた。今回の決議案も、このポジション・ペーパーに基礎を置いている。（ポジション・ペーパー全文は、「核軍縮と非核自治体●2002」および本誌162－3号。）

■カナダ：1996→2002

カナダでは、1996年7月の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を背景に、96年秋、ロイド・アクスワージー外相（当時）が下院外交貿易常設委員会に核兵器政策の見直しを命じた。

2年以上の作業を経て、98年12月10日、下院外交貿易常設委員会が「カナダと核の挑戦：21世紀のために核兵器の政治的価値を下げる」と題した報告書を出した。このときの同委員会の委員長をつとめたビル・グラハム議員が、現在の外務大臣である。報告書には計15の勧告が盛り込まれているが、そこには、NACとの協力と核兵器廃棄への交渉開始、NATO核戦略の見直しをNATO内で「強力に展開すべき」ことなどが含まれる。これに対してカナダ政府は1999年4月19日に回答を行い、NATO核戦略見直しに「同意」、NACとの協力には「同意」するが核兵器廃棄交渉は「核兵器国自身によっている」ので多国間協議には「限界」もある、などとしていた。（勧告と回答は、「核軍縮と非核自治体●2001」に掲載。）

その後、NATOでは核政策見直しが、1999年4月から2000年12月の報告書に至るまで、いわゆる「第32節過程」として不十分ながらも行われている。

また、カナダのクリストファー・ウェスダル軍縮大使が、NPT過程を通じてNGOとも緊密に意見交換をしてきた大使であったことにも注目したい。2002年NPT準備委員会では、NGOとの事前協議に基づいて、「定期報告」に関して積極的な提案を行っている。

■NGOによるフォローアップ

国際NGO・中堅国家構想（MPI）は、10月29～30日にオタワに代表団を派遣し、カナダ政府の今回の投票行動を賞賛し、NACと他のNATO非核国の「橋渡し」を引き続き果たすべきよう奨励した（下にメンバーおよび活動の概要）。MPIは、カナダをNATO同盟国の中で孤立した立場にさせないように、他のNATO非核国がNACを支持するように働きかけを継続することを強調している。また、「核兵器廃絶カナダ・ネットワーク」も、来年4～5月のジュネーブでの第2回NPT準備委員会も視野に入れながら、他のNATO非核国の運動体への呼びかけを開始している。

■日本の棄権理由

日本政府は、NACとは「アプローチが異なる」との従来の説明をくり返している。スイスやオーストラリアが、NACのアプローチは「バランスのとれたものでな

中堅国家構想（MPI）オタワ代表団
2002年10月29～30日

代表団メンバー：
- **キム・キャンベル**（前首相）
- **ブルース・ブレア**（米・国防情報センター（CDI））
- **ジョナサン・グラノフ**（米・世界安全保障研究所（GSI））
- **アリス・スレーター**（米・環境のための地球的資料・行動センター（GRACE））
- **ダグラス・ロウチ**（カナダ上院議員、MPI議長）

（同行者）**アラン・ウェア**（核軍縮議員ネットワーク（PNND）国際コーディネーター）ほか

活動：
- クレティエン首相、グラハム外相、マッカルム国防相と会談
- 議会外交委員会で証言
- NGO、議員と会談。記者会見

第一委員会投票結果		新アジェンダ決議 (L.3/Rev.1)	非戦略核決議 (L.2/Rev.1)	日本決議 (L.42)	ICJフォロー決議 (L.53)	
		(10月25日) y118−n7−a38	(10月28日) y115−n3−a38	(10月23日) y136−n2−a13	(10月21日) 136−30−22	(主文1) 146−5−5
核兵器国	**米国**	n	n	n	n	n
	ロシア	a	a	y	n	n
	英国	n	n	y	n	a
	フランス	n	n	y	n	n
	中国	y	−	a	y	y
NPT外の核保有国	**インド**	n	a	n	y	y
	パキスタン	n	a	a	y	y
	イスラエル	n	a	a	n	n
新アジェンダ連合	**ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン**	y	y	a	y	y
NATOファイブ	**ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー**	a	a	y	n	y
主要非核国	**カナダ**	y	a	y	a	y
	日本	a	a	y	a	y
	オーストラリア	a	a	y	a	y
EU	**デンマーク**	a	a	y	n	y
非同盟諸国	**インドネシア**	y	y	y	y	y

★この表は、国連総会第一委員会における主要な核軍縮決議4つについての主な投票行動をまとめたものである。
★L.XXは、「A/C.1/57/L.XX」(決議案番号)を示す。 **★y=賛成、n=反対、a=棄権、−=不投票。**
★ICJフォロー決議では主文1に関する部分投票が行われた(右欄)が、他の3決議は全体投票のみ。

い」と説明しているが、同じ主張である。

10月31日付け外務省文書によれば、2005年NPT再検討会議に向け「消極的安全保障(NSA)を優先事項とすること(主文5)は、我が国の立場と一致しない」ということが、棄権理由の一つである。米国の核使用に対する国際的懸念が高まる中で、NSAの強調に難色を示すのは、きわめて対米追従的な「バランス」感覚である。(なお、外務省によれば、NSAに関する主管課は、軍備管理軍縮課ではなく総合外交政策局の安全保障政策課である。)

■「NACの次」

今回のカナダの行動は、米国との同盟関係を堅持しながら、同盟における核兵器の役割を縮小させようというアプローチの一つの前進である。もちろん、新アジェンダ決議への投票のみが決定的要素ではない。カナダは、例えば非戦略核決議には他のNATO非核国と同様棄権をしていたり、ICJフォロー決議(いわゆるマレーシア決議。1996年7月のICJ勧告的意見を基に、主文1で核軍縮交渉の追求と完結の義務の存在を確認し、主文3で核兵器禁止条約への交渉開始を求めている。)には欧州諸国が反対するところ日豪と同様に棄権したりしている。

カナダ、NATOファイブ(ドイツ、オランダ

非戦略核決議、NATO非核国は棄権

米国の戦術核重視姿勢を受け、NACは、新アジェンダ決議とは独立して、「非戦略核の削減」(L.2/Rev.1)を初めて提出した。1991−92年の米ロ大統領核イニシアティブを検証可能な条約へと公式化すること、そのための米ロ交渉を開始することを要求している。10月23日に修正版が提出され、ウクライナなど6カ国が共同提案国として加わった。

米国は、これは二国間問題であり、国連などで公式化・条約化する問題ではない、として同盟国の反対を働きかけた。結果として、NATO非核国、日本、オーストリアは棄権した。カナダも棄権であった(賛成115−反対3−棄権38)。

米、英、仏3カ国が反対した。米国は投票後に3カ国を代表する投票説明を行い、この決議が、「根本的に欠陥のあるアプローチをとっている」と批判した。

具体的には、① 91年以来米ロが、公式な交渉や条約を必要とすることなく、非戦略核の大幅削減を行ってきたという事実を考慮していない、②NPT合意が前提としている「すべてにとって安全保障が減じない原則」に触れていない、③非戦略核の定義のしかた、検証、施設へのアクセス、兵力レベルの非対称性等、困難な問題がある、④非戦略核問題は、「NATO・ロシア理事会」(02年5月28日設立)や、「米ロ戦略的安全保障協議グループ」(02年5月24日の米ロ共同宣言で設立、9月20日に初会合)の場で議論されており、今後もそこで扱われるべきである、等と述べた。

カナダは、「今のところ、議論に適している場でこの問題の詳細な技術的側面に焦点を当てるのが建設的だ」と考えたために棄権した、としている。ロシアも趣旨には賛成するが時期尚早の提案が含まれていると棄権した。

中国は、この投票に参加していない。中国の公式な態度は、本会議の投票結果を待たなくてはならない。日本は、「非戦略核の削減を特定国に対してのみ求めている等の理由により」棄権した(10月31日付外務省文書)、「中国の戦術核への視点がないから」(担当者)などとしている。(川崎哲)

など)、日本、オーストラリアといった国々は、軽重はあれ核軍縮への熱意を表明しており、「NACの次」のグループと言われている。カナダに続いて、このグループに位置する国々の前進が期待される。それには、政治的意志が必要である。カナダの経過で分かるように、NGOと議員の協働があり、それが継続されることが、政治的意志の形成には不可欠だ。

日本の外務省は最近、「国内PR」に躍起だ。猪口邦子軍縮大使(5月着任)は、『朝日新聞』に連続コラムを寄せているし(10.28～11.1)、天野之弥軍備管理・科学審議官(7月着任)の方針で外務省官僚が市民グループとの対話に積極的に足を運んでいる。そこでは、「日本決議が今年はロシアの賛成も得た」とか、「NACに比べて日本決議は賛成が多く棄権が少なかった。予想以上の成果だ」とかいったことが強調されている。しかし、米国による逆風を打破していく力強い意志は感じられない。外務省による情報公開が進むのなら、歓迎である。しかし、市民は政府にPRされる対象ではない。市民が、議員と共に政策を構想する主体として成熟する必要がある。(川崎哲)Ⓜ

日　誌

2002.10.21～11.5

(作成:竹峰誠一郎、中村桂子)

APEC=アジア太平洋経済協力会議／ASEAN=東南アジア諸国連合／CIA=米中央情報局／DOD=米国防省／KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構／MD=ミサイル防衛／UNMOVIC=国連監視検証査察委員会／WP=ワシントン・ポスト

●10月21日　ブッシュ米大統領、北朝鮮の核開発問題について外交努力表明。
●10月21日　北朝鮮ウラン濃縮技術「イランで開発」とイスラエル。イラン側否定。
●10月21日　日韓外務・高官協議、北朝鮮に対話通じた核凍結要求とKEDO合意存続確認。
●10月21日　ケリー米国務次官補、石破防衛庁長官と会談。
●10月22日　UNMOVIC委員長、イラクが査察に協力し疑惑解消すれば攻撃回避可能との見解。
●10月23日　第8回南北朝鮮閣僚級会談「核問題、対話で解決するよう積極的協力」で合意。
●10月23日　日米事務レベル協議、ワシントンで開催。米、MDを共同開発への移行決断促す。
●10月24日　チェチェン武装勢力モスクワの劇場占拠、人質820人。26日ロ軍特殊部隊突入、ガス中毒で人質118人犠牲も。
●10月24日　首相、衆院予算委で北朝鮮拉致被害者家族含め永住帰国方針表明。
●10月25日　北朝鮮外務省「核問題に関する談話」発表、米に不可侵条約締結提案。
●10月25日　米中首脳会談。朝鮮半島非核化と国防協議再開合意。
●10月26日　日米韓首脳会談、北朝鮮核開発「迅速かつ検証可能な」撤廃求め「平和的な解決」探る方針表明。
●10月26日　日ロ首相会談、北朝鮮核問題平和的解決で一致。
●10月27日　APEC首脳、北朝鮮に関する特別声明で核放棄要求。
●10月27日　日中首脳会談、北朝鮮の核開発中止要求一致、江主席靖国参拝中止求める。
●10月29日　日朝正常化交渉、クアラルンプールで開催(～30日)。
●10月29日　独シュレーダー首相、施政方針演説で対イラク軍事攻撃に「参加しない」と再強調。
●11月3日　防衛庁、7・8月インド洋へ派遣中の自衛艦修理に民間技術者12人派遣明らかに。
●11月3日　サウジアラビア外相、イラク攻撃における米の基地使用拒否方針表明、CNN。
●11月4日　日中韓首脳プノンペンで会談、北朝鮮の核開発計画破棄へ3カ国連携確認。
●11月5日付　CIA、北朝鮮・イラク・ロ・仏が天然痘ウイルス保有と機密報告、WP。
●11月5日　日本非核宣言自治体協議会、03年4月から1年間、初の全国巡回原爆展開催決定。
●11月5日　米中間選挙投票、米共和党上下院制しブッシュ政権強固に。

沖縄

●10月21日　米軍嘉手納基地で、F15戦闘機3機が緊急着陸。
●10月21日　豊見城市議会、地位協定改定に関する要請決議案を可決。これにより、県内全市町村議会が地位協定改正を決議。
●10月21日　茂木外務副大臣、ワシントンでアーミテージ国務副長官と会談。負担軽減を要請。
●10月23日　稲嶺知事、大村内閣府政務官と会談。地位協定の抜本的見直しなどを要請。
●10月23日　日米両政府、普天間移設問題を話し合う「普天間実施委員会」をDODで開催。
●10月25日付　普天間飛行場など米軍基地の一部で、基地ゲートの警備を強化する動き。海兵隊報道部は回答拒否。琉球新報の報道。
●10月25日　伊江村西崎区の伊江島補助飛行場近くの民間牧草地に、米軍輸送機からプラスチックの水タンク3個を詰めた梱包物が落下。
●10月28日　嘉手納基地報道部、米軍機からのプラスチック製水缶落下事故で、「飛行機の安全飛行場の理由」で切り離す必要があったと発表。
●10月29日　「普天間爆音」周辺住民200人が提訴。全国の基地騒音訴訟で始めて、日本政府に加え基地司令官個人を被告に。
●10月30日　ラーセン在沖四軍調整官代理、水缶落下事故で、那覇防衛施設局長に対し、原因究明まで重量物の投下訓練中止方針を伝える。
●10月30日　00年8月日米合同委で合意の伊江島パラシュート重量物投下訓練の時間拡大が県に未通知と判明。県、国に合意内容明示要求。
●10月31日　改定特措法を憲法違反とし、反戦地主8人の訴訟の控訴審判決。福岡高裁那覇支部は違憲主張を退け、賠償責任を否定。
●10月31日　知事選告示。現職の稲嶺氏ら4人が届け出。
●10月31日　米軍海上輸送部隊所属の弾道ミサイル追跡艦インビジブルと海洋調査船サムナーの那覇軍港へ寄港が目撃される。琉球新報の報道。
●11月3日付　10月末から11月にかけ、嘉手納基地に特殊作戦用ヘリや特殊偵察機、空母艦載機などの飛来が相次ぐ。沖縄タイムズの報道。
●11月4日　金武町の米軍キャンプ・ハンセン内レンジ4付近で実弾訓練により原野火災が発生。
●11月5日　米空軍353特殊作戦群のホフマン副指令ら、水缶落下事故を受けて島袋伊江村長に正式に謝罪。

今年も木村宥子さんの素敵なカリグラフィーのカレンダーができました。お友だちへのプレゼントやクリスマスプレゼントにも最適です。

非核カレンダー2003
<UNDER THE SKY IN AUGUST>
英文(日本語訳付)

例年通りアリスさんの筆による旧約聖書イザヤ書の言葉と「憲法9条」に加えて、釈迦、アメリカの少女の言葉らと共に、9.11テロと報復攻撃で傷ついた人々の言葉と、原爆を見た青年の手記を通して、攻撃される側の痛みを描き出すことを試みてみました。

1冊900円(送料別、1冊160円)
FAXでご注文下さい。
TEL/FAX:0742-71-1827(木村)
振込み用紙を同封いたしますので、送料と共にお振込み下さい。

海外派遣・ウェブサイト拡充のためのカンパ439,000円いただきました。ありがとうございました。

スタッフの中村桂子をニューヨークのNGO戦略サミットに派遣した(10月16～25日。次号で報告。)ほか、パソコン機材購入、補助者謝金に充てました。

今号の略語

ICJ=国際司法裁判所
NAC=新アジェンダ連合
NATO=北大西洋条約機構
NGO=非政府組織
NPT=核不拡散条約
NSA=消極的安全保証

ピースデポ電子メールアドレス
事務局<office@peacedepot.org>
梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>
川崎哲<kawasaki@peacedepot.org>
中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。
秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、池田佳代、竹峰誠一郎、津留佐和子、中村和子、梅林宏道